

平成29年4月18日
生活環境部廃棄物対策課
内線 4240
外線 076-225-1470

石川県産業廃棄物立入検査員に係る市町併任職員の 辞令交付について

今年度、新たに市町から推薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るため併任職員の辞令を交付します。

記

- 1 今年度、新たに併任職員となる市町職員数
七尾市等15市町 23名
(従来からの併任職員とあわせて102名となる)

【今回の併任辞令交付職員の内訳】

市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
七尾市	4	小松市	2	羽咋市	1	かほく市	1
白山市	2	能美市	1	野々市市	1	川北町	1
津幡町	2	内灘町	1	志賀町	2	宝達志水町	2
中能登町	1	穴水町	1	能登町	1		

合計15市町 23名

- 1) 平成15年度から市町職員の併任制度開始。
2) 金沢市は中核市であることから、産業廃棄物に係る立入検査権限を有しており、併任辞令の対象としない。
- 2 辞令交付式
 - ・日 時 平成29年4月20日(木)午後1時30分から
 - ・場 所 石川県庁行政庁舎11階 1103会議室
 - ・辞令交付者 生活環境部長*辞令交付式の出席予定者数：13市町 19名
- 3 市町併任職員による「産業廃棄物立入検査員」の主な業務
 - (1) 産業廃棄物に係る立入検査
 - (2) 管内の不適正処理に係る情報収集と県への通報
- 4 期待される効果
市町職員に対し併任職員の辞令を交付することにより、県職員と相互に連携し、市町の固有事務である一般廃棄物に限られることなく、産業廃棄物に対する対応が可能となり、廃棄物の適正処理の推進が図られる。